

令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、県内の福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応するため、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）（以下「実施要綱1」という。）及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知の別紙）（「以下「実施要綱2」という。）に基づき、県内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）が職場環境等の改善又は人件費の改善を行う事業（以下「青森県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業」という。）に要する経費について、令和7年度予算（令和6年度からの繰越分）の範囲内において、障害福祉サービス事業所等を運営する事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費、補助金の額及び要件）

第2 補助金の交付の対象となる経費は実施要綱1の7又は実施要綱2の7に規定する職場環境改善経費及び人件費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 補助金の額は、実施要綱1の5又は実施要綱2の5に定める額以内の額とする。

3 本事業の対象となる障害福祉サービス事業者等は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

- （1）福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- （2）業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- （3）業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

なお、補助金の申請を行う者は、別に知事が定める日までに障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業計画書総括表（実施要綱1別紙様式2-3又は実施要綱2別紙様式2-3）、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業計画書個票（実施要綱1別紙様式2-4又は実施要綱2別紙様式2-4）

を提出しなければならない。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 口座振替申出書（第2号様式）
- (2) 通帳の写し

（補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更に係る届出書（障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業）（実施要綱1別紙様式4又は実施要綱2別紙様式4）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 実施要綱1の8（4）又は実施要綱2の8（4）に規定する届出内容を証明する資料の保管を行うとともに、知事から求めのあった場合は速やかに提示すること。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（交付方法）

第6 補助金は、概算払とする。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金請求書（第4号様式）により知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条に規定する実績報告は、令和7年12月26日までに令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業実績報告書（実施要綱

- 1 別紙様式 3－1 又は実施要綱 2 別紙様式 3－1)
- (2) 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業実績報告書(事業所別
個表) (実施要綱 1 別紙様式 3－2 又は実施要綱 2 別紙様式 3－2)

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 21 日に施行し、同年 4 月 1 日から適用する。